

岩手県告示第854号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成30年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成31年3月1日
- 2 申請期間 平成30年11月16日から平成31年1月11日まで
- 3 存続期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

公示番号 定第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先（土釜沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度22.506分、東経141度45.845分
イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.456分
ウ点 北緯40度22.511分、東経141度46.621分
エ点 北緯40度22.403分、東経141度45.930分

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、小子内、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先（有家網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度19.744分、東経141度47.703分
イ点 北緯40度19.903分、東経141度48.155分
ウ点 北緯40度19.602分、東経141度48.313分
エ点 北緯40度19.494分、東経141度47.834分

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先（中野網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度18.349分、東経141度48.178分
- イ点 北緯40度18.456分、東経141度48.653分
- ウ点 北緯40度18.180分、東経141度48.724分
- エ点 北緯40度18.163分、東経141度48.229分

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第1地割から第8地割まで、有家及び中野

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先（沖桑畑網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分
- イ点 北緯40度17.799分、東経141度48.912分
- ウ点 北緯40度17.545分、東経141度48.971分
- エ点 北緯40度17.541分、東経141度48.510分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先（岸横沼網）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分
 - イ点 北緯40度15.592分、東経141度49.675分
 - ウ点 北緯40度15.383分、東経141度49.656分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先（沖横沼網）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア点 北緯40度15.497分、東経141度49.668分
 - イ点 北緯40度15.493分、東経141度50.073分
 - ウ点 北緯40度15.260分、東経141度50.098分
 - エ点 北緯40度15.330分、東経141度49.649分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市侍浜町本波地先（本波網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度14.168分、東経141度50.129分
- イ点 北緯40度14.330分、東経141度50.646分
- ウ点 北緯40度14.104分、東経141度50.707分
- エ点 北緯40度14.115分、東経141度50.144分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先（大作根網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度12.325分、東経141度51.124分
- イ点 北緯40度12.032分、東経141度51.181分
- ウ点 北緯40度12.053分、東経141度50.497分
- エ点 北緯40度12.214分、東経141度50.439分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さ

に設置しなければならない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（赤磯網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度10.182分、東経141度51.160分
- イ点 北緯40度10.169分、東経141度51.063分
- ウ点 北緯40度10.584分、東経141度51.413分
- エ点 北緯40度10.371分、東経141度51.620分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（えびす網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度9.722分、東経141度51.820分
- イ点 北緯40度10.176分、東経141度52.440分
- ウ点 北緯40度9.915分、東経141度52.696分
- エ点 北緯40度9.662分、東経141度51.937分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市宇部町三崎地先（白島網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度7.069分、東経141度53.809分
- イ点 北緯40度7.129分、東経141度54.288分
- ウ点 北緯40度6.813分、東経141度54.362分
- エ点 北緯40度6.803分、東経141度53.865分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 久慈市宇部町久喜地先（屋形網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度7.682分、東経141度51.924分
- イ点 北緯40度7.027分、東経141度52.953分
- ウ点 北緯40度6.827分、東経141度52.693分
- エ点 北緯40度7.633分、東経141度51.844分

2 地元地区 久慈市（山形町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

い。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（沖浜山）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度5.125分、東経141度52.694分
イ点 北緯40度5.325分、東経141度53.561分
ウ点 北緯40度4.917分、東経141度53.676分
エ点 北緯40度4.770分、東経141度52.822分

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第14号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（平磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.383分、東経141度52.003分
イ点 北緯40度3.655分、東経141度52.351分
ウ点 北緯40度3.525分、東経141度52.503分
エ点 北緯40度3.266分、東経141度52.141分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第15号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（沼の鼻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.005分、東経141度52.545分
 イ点 北緯40度3.244分、東経141度52.751分
 ウ点 北緯40度3.260分、東経141度52.736分
 エ点 北緯40度3.285分、東経141度52.786分
 オ点 北緯40度3.145分、東経141度52.921分
 カ点 北緯40度2.984分、東経141度52.644分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

公示番号 定第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（白井網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度2.482分、東経141度52.959分
 イ点 北緯40度2.817分、東経141度53.623分
 ウ点 北緯40度2.518分、東経141度53.773分
 エ点 北緯40度2.432分、東経141度52.988分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第17号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村太田名部地先（二子網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度0.649分、東経141度54.686分
- イ点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分
- ウ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分
- エ点 北緯40度0.603分、東経141度54.851分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) イ、ウ、オ、カ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。
 - オ点 北緯40度0.752分、東経141度55.209分
 - カ点 北緯40度0.885分、東経141度54.974分

公示番号 定第18号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分
- イ点 北緯40度1.247分、東経141度55.417分
- ウ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分
- エ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第19号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（アンモ浦）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度0.341分、東経141度56.370分
- イ点 北緯40度0.442分、東経141度56.527分
- ウ点 北緯40度0.471分、東経141度56.512分
- エ点 北緯40度0.497分、東経141度56.589分
- オ点 北緯40度0.260分、東経141度56.722分
- カ点 北緯40度0.235分、東経141度56.643分
- キ点 北緯40度0.260分、東経141度56.626分
- ク点 北緯40度0.234分、東経141度56.417分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

- ケ点 北緯40度0.266分、東経141度56.688分
- コ点 北緯40度0.473分、東経141度56.574分

公示番号 定第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（からはし）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度59.699分、東経141度56.879分
- イ点 北緯39度59.817分、東経141度57.016分
- ウ点 北緯39度59.855分、東経141度56.994分
- エ点 北緯39度59.883分、東経141度57.075分
- オ点 北緯39度59.698分、東経141度57.179分
- カ点 北緯39度59.672分、東経141度57.099分
- キ点 北緯39度59.694分、東経141度57.086分
- ク点 北緯39度59.668分、東経141度56.918分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。
 - ケ点 北緯39度59.703分、東経141度57.140分
 - コ点 北緯39度59.849分、東経141度57.061分

公示番号 定第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先（羅賀）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度56.553分、東経141度57.765分
- イ点 北緯39度56.430分、東経141度58.222分
- ウ点 北緯39度56.076分、東経141度58.089分
- エ点 北緯39度56.137分、東経141度57.920分
- オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分
- カ点 北緯39度56.430分、東経141度57.620分

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本水尻地先（須久洞）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度53.250分、東経141度58.167分
- イ点 北緯39度53.603分、東経141度58.625分
- ウ点 北緯39度53.108分、東経141度58.933分
- エ点 北緯39度53.095分、東経141度58.296分

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第103号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本字茂師地先（熊の鼻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度50.581分、東経141度58.905分
- イ点 北緯39度50.626分、東経141度59.379分
- ウ点 北緯39度50.389分、東経141度59.460分
- エ点 北緯39度50.400分、東経141度59.254分
- オ点 北緯39度50.477分、東経141度58.898分

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件

- (1) イ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第104号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市田老小堀内地先（赤島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度47.298分、東経141度59.396分

イ点 北緯39度47.492分、東経142度0.268分

ウ点 北緯39度47.121分、東経142度0.428分

エ点 北緯39度47.073分、東経142度0.278分

オ点 北緯39度47.166分、東経141度59.510分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第105号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市田老佐賀部地先（佐賀部）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度43.630分、東経141度59.257分
- イ点 北緯39度43.721分、東経141度59.495分
- ウ点 北緯39度43.713分、東経141度59.605分
- エ点 北緯39度43.429分、東経141度59.662分
- オ点 北緯39度43.443分、東経141度59.310分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件

- (1) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第106号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先（秋姉ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度41.265分、東経141度59.049分
- イ点 北緯39度41.539分、東経141度59.158分
- ウ点 北緯39度41.490分、東経141度59.589分
- エ点 北緯39度41.288分、東経141度59.251分
- オ点 北緯39度41.244分、東経141度59.134分

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界、江繋及び小国を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第107号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先（日出島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度40.175分、東経141度59.358分

イ点 北緯39度40.295分、東経141度59.811分

ウ点 北緯39度39.856分、東経141度59.795分

エ点 北緯39度40.095分、東経141度59.253分

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界、江繋及び小国を除く。）

3 条件

(1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第108号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（一丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.267分、東経142度0.135分

イ点 北緯39度38.384分、東経141度59.774分

ウ点 北緯39度38.586分、東経141度59.923分

エ点 北緯39度38.424分、東経142度0.245分

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界、江繋及び小国を除く。）

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置し

なければならない。

公示番号 定第109号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（秋二丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.690分、東経142度0.420分

イ点 北緯39度38.842分、東経142度0.166分

ウ点 北緯39度39.007分、東経142度0.308分

エ点 北緯39度38.803分、東経142度0.558分

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界、江繋及び小国を除く。）

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第110号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（三丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度39.022分、東経142度0.763分

イ点 北緯39度39.243分、東経142度0.356分

ウ点 北緯39度39.548分、東経142度0.711分

エ点 北緯39度39.156分、東経142度0.869分

2 地元地区 宮古市（重茂、音部、田老、茂市、墓目、腹帯、刈屋、和井内、古田、川井、片巢、箱石、鈴久名、夏屋、川内、平津戸、門馬、区界、江繋及び小国を除く。）

3 条件

(1) イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点に、海面から2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、漁具の沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない

- 。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第111号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂白ツネ地先 (平島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分
- イ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分
- ウ点 北緯39度37.109分、東経142度1.939分
- エ点 北緯39度37.147分、東経142度2.341分
- オ点 北緯39度36.835分、東経142度2.481分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- 。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第112号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂与奈地先 (与奈)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度34.491分、東経142度2.992分
- イ点 北緯39度34.477分、東経142度2.843分
- ウ点 北緯39度34.760分、東経142度2.953分
- エ点 北緯39度34.687分、東経142度3.317分
- オ点 北緯39度34.474分、東経142度3.173分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

- (1) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第113号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先（姉吉）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度32.019分、東経142度3.911分
- イ点 北緯39度32.032分、東経142度4.286分
- ウ点 北緯39度31.729分、東経142度4.202分
- エ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分
- オ点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分
- カ点 北緯39度31.995分、東経142度3.773分
- キ点 北緯39度32.012分、東経142度3.734分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠及び船越第6地割

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第114号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂根滝地先(根滝)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度31.473分、東経142度3.181分

イ点 北緯39度31.056分、東経142度3.324分

ウ点 北緯39度31.014分、東経142度2.975分

エ点 北緯39度31.576分、東経142度2.991分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第115号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 宮古市重茂館ヶ崎地先(秋館ヶ崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.170分、東経142度1.334分

イ点 北緯39度30.060分、東経142度1.637分

ウ点 北緯39度29.896分、東経142度1.530分

エ点 北緯39度30.039分、東経142度1.325分

オ点 北緯39度30.060分、東経142度1.257分

カ点 北緯39度30.056分、東経142度1.250分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第116号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（松島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度29.690分、東経142度0.917分
- イ点 北緯39度29.617分、東経142度1.498分
- ウ点 北緯39度29.357分、東経142度1.288分
- エ点 北緯39度29.491分、東経142度0.852分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第117号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（氷場）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からカ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

- ア点 北緯39度28.626分、東経142度0.486分
- イ点 北緯39度28.439分、東経142度0.420分
- ウ点 北緯39度28.440分、東経142度0.406分
- エ点 北緯39度28.469分、東経142度0.115分
- オ点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分
- カ点 北緯39度28.762分、東経142度0.294分
- キ点 北緯39度28.681分、東経142度0.295分
- ク点 北緯39度28.669分、東経142度0.377分
- ケ点 北緯39度28.689分、東経142度0.399分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

公示番号 定第118号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いわし定置漁業	4月1日から10月20日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（夏立神岩）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.382分、東経142度0.132分

イ点 北緯39度27.474分、東経141度59.903分

ウ点 北緯39度27.625分、東経142度0.019分

エ点 北緯39度27.478分、東経142度0.172分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第119号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	7月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（沖の沢）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.738分、東経142度0.466分

イ点 北緯39度27.838分、東経142度0.224分

ウ点 北緯39度27.955分、東経142度0.399分

エ点 北緯39度27.840分、東経142度0.482分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (4) ア、イ、ウ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。
オ点 北緯39度27.948分、東経142度0.404分
カ点 北緯39度27.852分、東経142度0.268分

公示番号 定第120号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（新釜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度28.532分、東経142度1.578分
- イ点 北緯39度28.690分、東経142度1.455分
- ウ点 北緯39度28.796分、東経142度1.681分
- エ点 北緯39度28.615分、東経142度1.679分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第121号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（四丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度28.731分、東経142度1.875分
- イ点 北緯39度29.001分、東経142度1.772分

ウ点 北緯39度29.164分、東経142度1.995分

エ点 北緯39度28.973分、東経142度2.085分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれレーダー反射板を付けて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第122号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（五丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.996分、東経142度2.582分

イ点 北緯39度29.245分、東経142度2.594分

ウ点 北緯39度29.223分、東経142度3.006分

エ点 北緯39度28.970分、東経142度2.729分

2 地元地区 下閉伊郡山田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第123号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越小谷島地先（小谷島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分

イ点 北緯39度24.671分、東経142度1.581分

ウ点 北緯39度24.652分、東経142度1.237分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第124号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大島地先（根崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.033分、東経141度59.911分

イ点 北緯39度23.949分、東経142度0.167分

ウ点 北緯39度23.776分、東経142度0.018分

エ点 北緯39度23.967分、東経141度59.875分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

(1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第125号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.406分、東経141度59.255分

イ点 北緯39度24.075分、東経141度59.493分

ウ点 北緯39度24.057分、東経141度59.171分

エ点 北緯39度24.397分、東経141度59.112分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

(1) ウ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第126号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（中網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.527分、東経141度58.741分

イ点 北緯39度24.315分、東経141度58.690分

ウ点 北緯39度24.391分、東経141度58.498分

エ点 北緯39度24.586分、東経141度58.608分

オ点 北緯39度24.572分、東経141度58.650分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第201号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分

イ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分

ウ点 北緯39度23.204分、東経141度58.045分

エ点 北緯39度23.260分、東経141度58.420分

オ点 北緯39度22.880分、東経141度58.110分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第202号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町野島地先（沖野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.718分、東経141度58.172分

イ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分

ウ点 北緯39度22.635分、東経141度58.735分

エ点 北緯39度22.590分、東経141度58.928分

オ点 北緯39度22.583分、東経141度58.951分

カ点 北緯39度22.143分、東経141度58.713分

キ点 北緯39度22.206分、東経141度58.552分

ク点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分

ケ点 北緯39度22.433分、東経141度58.211分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

- 。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。

公示番号 定第203号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町七戻地先（長越）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度21.077分、東経141度56.814分
- イ点 北緯39度20.856分、東経141度57.014分
- ウ点 北緯39度20.778分、東経141度56.732分
- エ点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- 。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（秋三丁目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分
- イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分
- ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分
- エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

2 地元地区 釜石市箱崎町、片岸町、両石町及び鶴住居町第20地割から第23地割まで

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第205号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	6月11日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町御箱崎地先(四丁目)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度20.951分、東経141度59.340分
- イ点 北緯39度21.286分、東経141度59.418分
- ウ点 北緯39度21.316分、東経141度59.736分
- エ点 北緯39度20.979分、東経141度59.566分

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第206号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先(三貫)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分
- イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分
- ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分
- エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

い。

- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第207号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島南浦地先（汐折）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度18.471分、東経141度58.496分
イ点 北緯39度18.247分、東経141度58.540分
ウ点 北緯39度17.963分、東経141度58.588分
エ点 北緯39度18.082分、東経141度58.121分
オ点 北緯39度18.474分、東経141度58.420分

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びオ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第208号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町ほっちょうか地先（ほっちょうか）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度18.537分、東経141度56.052分
イ点 北緯39度18.427分、東経141度56.213分
ウ点 北緯39度18.176分、東経141度56.404分
エ点 北緯39度18.117分、東経141度55.958分

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない

- い。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第209号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市大字釜石とりいそ地先（白崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度17.368分、東経141度55.296分
- イ点 北緯39度17.661分、東経141度55.676分
- ウ点 北緯39度17.459分、東経141度56.052分
- エ点 北緯39度17.170分、東経141度55.525分

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶉住居町、箱崎町及び唐丹町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第210号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田白浜地先（沖網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分
- イ点 北緯39度15.377分、東経141度57.328分
- ウ点 北緯39度15.402分、東経141度57.779分
- エ点 北緯39度15.106分、東経141度57.534分

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第211号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度14.150分、東経141度57.095分
- イ点 北緯39度14.160分、東経141度57.212分
- ウ点 北緯39度14.206分、東経141度57.786分
- エ点 北緯39度13.874分、東経141度57.712分
- オ点 北緯39度14.118分、東経141度57.302分
- カ点 北緯39度14.125分、東経141度57.212分
- キ点 北緯39度14.134分、東経141度57.095分

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) ア、イ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

公示番号 定第212号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（大建）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度11.164分、東経141度55.133分

イ点 北緯39度11.602分、東経141度54.983分

ウ点 北緯39度11.609分、東経141度55.475分

エ点 北緯39度11.180分、東経141度55.401分

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第213号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（金島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.994分、東経141度55.526分

イ点 北緯39度10.896分、東経141度55.995分

ウ点 北緯39度10.592分、東経141度55.865分

エ点 北緯39度10.738分、東経141度55.419分

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第301号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

定置漁業	さば定置漁業	3月1日から9月30日まで
------	--------	---------------

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(夏白石)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.466分、東経141度55.036分

イ点 北緯39度10.222分、東経141度55.676分

ウ点 北緯39度9.961分、東経141度55.331分

エ点 北緯39度10.336分、東経141度54.891分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第302号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(横沼)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.181分、東経141度54.502分

イ点 北緯39度9.881分、東経141度54.798分

ウ点 北緯39度9.737分、東経141度54.513分

エ点 北緯39度10.011分、東経141度54.289分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（大鮑）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度9.347分、東経141度53.234分
- イ点 北緯39度9.067分、東経141度53.674分
- ウ点 北緯39度8.825分、東経141度53.155分
- エ点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分
- オ点 北緯39度9.282分、東経141度52.959分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第304号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（小壁）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度7.037分、東経141度53.376分
- イ点 北緯39度7.496分、東経141度53.191分
- ウ点 北緯39度7.469分、東経141度53.951分
- エ点 北緯39度7.108分、東経141度53.668分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第305号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大輪）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.554分、東経141度54.743分

イ点 北緯39度7.040分、東経141度54.734分

ウ点 北緯39度6.829分、東経141度55.542分

エ点 北緯39度6.444分、東経141度55.157分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第306号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（二ツ水）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.258分、東経141度54.772分

イ点 北緯39度6.223分、東経141度54.815分

ウ点 北緯39度5.946分、東経141度55.118分

エ点 北緯39度5.764分、東経141度54.755分

オ点 北緯39度6.107分、東経141度54.465分

カ点 北緯39度6.129分、東経141度54.450分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- い。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (5) ア、イ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

公示番号 定第307号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大塩崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.340分、東経141度52.684分

イ点 北緯39度5.063分、東経141度52.669分

ウ点 北緯39度5.168分、東経141度52.280分

エ点 北緯39度5.401分、東経141度52.570分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第308号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（鬼間ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.038分、東経141度51.507分

イ点 北緯39度5.795分、東経141度51.489分

ウ点 北緯39度5.859分、東経141度51.321分

エ点 北緯39度6.074分、東経141度51.466分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年5月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第309号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大平）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.230分、東経141度50.316分

イ点 北緯39度5.908分、東経141度50.357分

ウ点 北緯39度5.975分、東経141度50.120分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（清水輪）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分

イ点 北緯39度4.633分、東経141度51.837分

ウ点 北緯39度4.592分、東経141度52.319分

エ点 北緯39度4.330分、東経141度52.100分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第311号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（脛崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.140分、東経141度52.437分

イ点 北緯39度4.190分、東経141度52.918分

ウ点 北緯39度3.678分、東経141度52.955分

エ点 北緯39度3.884分、東経141度52.550分

オ点 北緯39度4.010分、東経141度52.350分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第312号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

定置漁業	いわし定置漁業	3月1日から8月31日まで
------	---------	---------------

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(夏茂田)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.177分、東経141度50.989分

イ点 北緯39度2.469分、東経141度51.532分

ウ点 北緯39度2.050分、東経141度51.771分

エ点 北緯39度1.958分、東経141度51.053分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第313号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(願松)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分

イ点 北緯39度0.995分、東経141度50.559分

ウ点 北緯39度1.004分、東経141度50.006分

エ点 北緯39度1.471分、東経141度49.833分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) イ、ウ、オ、カ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

オ点 北緯39度1.019分、東経141度50.000分

カ点 北緯39度1.007分、東経141度50.551分

公示番号 定第314号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大入）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.350分、東経141度48.987分

イ点 北緯39度1.224分、東経141度49.182分

ウ点 北緯39度0.975分、東経141度49.333分

エ点 北緯39度0.940分、東経141度48.779分

オ点 北緯39度1.367分、東経141度48.746分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第315号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（重根）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.991分、東経141度46.174分

イ点 北緯39度0.632分、東経141度46.603分

ウ点 北緯39度0.537分、東経141度46.242分

エ点 北緯39度0.916分、東経141度45.891分

2 地元地区 大船渡市赤崎町、大船渡町及び末崎町

3 条件

- (1) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第316号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（大坪）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分

イ点 北緯39度1.015分、東経141度44.944分

ウ点 北緯39度1.078分、東経141度44.791分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第317号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（鵜の鳥）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.250分、東経141度44.446分

イ点 北緯39度1.310分、東経141度44.544分

ウ点 北緯39度1.123分、東経141度44.523分

エ点 北緯39度1.132分、東経141度44.348分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第318号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（大浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.695分、東経141度44.677分

イ点 北緯38度59.759分、東経141度45.608分

ウ点 北緯38度59.287分、東経141度45.622分

エ点 北緯38度59.505分、東経141度44.711分

2 地元地区 大船渡市末崎町、大船渡町及び赤崎町

3 条件

(1) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第319号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（黒崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度57.128分、東経141度43.857分

イ点 北緯38度56.963分、東経141度44.357分

ウ点 北緯38度56.588分、東経141度44.081分

エ点 北緯38度56.888分、東経141度43.686分

2 地元地区 陸前高田市広田町、小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第320号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(椿島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.133分、東経141度42.881分

イ点 北緯38度55.307分、東経141度43.228分

ウ点 北緯38度55.333分、東経141度42.528分

エ点 北緯38度55.742分、東経141度42.792分

オ点 北緯38度56.132分、東経141度42.740分

2 地元地区 陸前高田市広田町、小友町、米崎町、高田町及び気仙町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

公示番号 定第321号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(仁位達)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.299分、東経141度42.519分

イ点 北緯38度55.745分、東経141度42.765分

ウ点 北緯38度55.758分、東経141度42.315分

エ点 北緯38度56.297分、東経141度42.381分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第322号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.561分、東経141度41.739分

イ点 北緯38度56.285分、東経141度41.610分

ウ点 北緯38度56.417分、東経141度41.413分

エ点 北緯38度56.588分、東経141度41.716分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。